令和６年度第１回厚木市緑を豊かにする審議会

|  |  |
| --- | --- |
| 日　時 | 令和７年２月18日（火）午前10時30分から午後零時30分まで |
| 場　所 | 農業委員会会議室（市役所第二庁舎15階） |
| 出席者 | ・厚木市緑を豊かにする審議会委員８人（委員11人中８人出席のため、過半数以上出席を満たし会議成立）・厚木市長・都市みらい部長、公園緑地課長、計画整備係長、維持管理係長、計画整備係員・維持管理係員各１人 |
| 傍聴人 | 0人 |
| 案　件 | 1. 諮問事項　諮問第１号　保護地区等の指定について
2. 審議案件　樹木のガイドライン
 |

諮問事項　保護地区等の指定について

案件１　保護樹木

所在地　厚木市飯山南３丁目2385-13（住所　飯山南3-20-10）

樹　種　イチョウ３本、サクラ１本

案件２　保護樹木

所在地　厚木市愛甲西３丁目185（住所　愛甲西3-14-26）

樹　種　クスノキ１本、ケヤキ１本、タブノキ１本

案件３　保存生垣

所在地　厚木市森の里３丁目８番１（住所　森の里３丁目８番１号）

寸　法　長さ48.4ｍ　高さ1.7ｍ　幅93ｍ

樹　種　ヒイラギ、モクセイ

案件４　保存生垣

所在地　厚木市下依知２丁目1226番地（住所　下依知2-9-29）

寸　法　長さ17.3ｍ　高さ1.35～1.4ｍ

樹　種　ヒバ

決　議　　保護地区等指定について、異存なし

（会長）

それでは、諮問事項といたしまして、諮問第１号　保護地区等の指定について事務局から説明をお願いします。

―事務局、説明―

（議長）

事務局の方で、現地調査されているというところで、薬師堂のケヤキは、強剪定により少し枝がなくなって、樹形が理想的ではないという所見だが、理想的ではないにしろ、美観上好ましいということであればいいが、保護樹木とするのに、美観が優れているといえるような姿であるのかというと、資料の方は、葉がない時期の写真なので、緑が豊かな感じがしないものですから、現場の状況から、この木があることで、やはり潤いを与えるような外観であったのか、伺いたい。

（議長）

樹木医によると、強剪定した剪定口から萌芽した枝が、こぶのように残っており、樹形がよろしくない状態。木というのは、小さくこんもりするようにこまめに剪定し、樹形を整えていくのが良いので、このケヤキは５年前に強剪定を受けて以来剪定されていないため、理想的な景観を示している樹木とは言えないが、活力が良くほかに障害も見られず、今回申請にあがっている樹木の中では、一番健康状態が良く、樹勢が良い。また、今後の定期的な剪定によりある程度、樹形を整えていくことは可能であることから、保護樹木として残しても良いのでは、との初見であった。

要綱の別表１の「樹木が健全で、かつ、樹容が美観上特に優れている」という条件にあたるかどうか、御意見をいただきたい。

（委員）

ケヤキは、ほうき状に伸びている男性的な樹木。この写真からは、そうは見えず、美観上優れているとは思えない。クスノキは葉が茂っていて、神社仏閣には、防虫効果のある葉で、良い香りだし、もう少し葉をすいた方が良いとは思うが、ずいぶん立派なものが植えられているなと感じる。クスノキは納得している。

（委員）

ケヤキの全景写真はないか。先端部がいわゆるケヤキの形状をだしているかどうか見たい。

―（ほかの写真が掲載されている資料を回覧）―

（委員）

住みよい暮らしや景観を守るために、危険と判断された大木が切られてしまう傾向にある。ケヤキは切るとそこがこぶになって、そこからまた若い枝が出てくるという特徴があるが、そのこぶ状の形も捨てがたいという見方があろうかと思う。木の周辺の環境条件が心配なければ、保護樹木に指定して良いのでは。

（議長）

景観として、薬師堂の周辺に落葉樹があり、広葉樹があり、夏になれば、上の方はケヤキの枝が茂るという姿をもって、薬師堂の屋根を避ける必要があるため、下枝がなく、ケヤキ自身は理想的な樹形ではないにしても、薬師堂の傍にケヤキの木が枝を広げている姿はやはり美しく、美観上優れていると見えるのではないか、と感じるところもある。必ずしも、樹木単体を見なければいけないかというと、そうではなく、周辺の自然環境の中で、下枝はなく、少しこぶがあるとはいえ、この薬師堂の上に枝を広げている様子は、美観上優れていると認定できるか、議論しても良いのでは。

（委員）

100年のケヤキにしては、貧弱かなと。ケヤキはもっと広がって高くそびえるもの。ただ、強剪定された結果だと思うので、指定することについて、反対するつもりはない。

（委員）

建物が側にあって、そこに差し支えるということで、下の方の枝を切ったと推測されるが、本来保存樹木は１本１本を指定することにはなっているけれども、ここ一帯は全体的に常緑樹が多く、紅葉した葉が落葉するケヤキが混じることはとてもいいこと。変化を楽しむことができて、いい味を出してくれている。上の方の残っている木はしっかりと樹形を守っており、元気なのだから、指定することに問題はない。

（議長）

保護地区に指定されると、奨励金が出るから、今後はこまめに剪定を実施しやすいかなと。

（事務局）

１本につき年間4500円となっており、維持管理費を賄うほどの金額ではないにしろ、積み立てていただくことで、足しにしていただければと思う。

（委員）

指定基準の下に、「樹容が美観上特に優れているもの」の運用基準のようなものがある中で判断されることが本来、望ましい。例えば、集団性という観点や、未来のことも示すことができる可能性があるという樹木医の診断があること、過去の指定樹木に類似している、といった運用基準のようなものに照らし合わせ、樹木の単体の美観というよりは、集団性の美観というところで、判断することも許容されるというのであれば、問題ないと判断するなど。

（議長）

過去に類似した事例はあるか。

（事務局）

個人宅の庭に５本程樹木がある中で、１本、隣の家の壁のすぐ側に生えており、枝がかかってしまうため、壁側の枝は全て剪定されているという極端な樹形であったため、指定を見送った経緯がある。なお、他の樹木は、周りの環境に問題がなかったので、今後の剪定の仕方によっては、良い状態で保存していけるのではないか、という展望も含め、指定している。

（議長）

御指摘のとおり、今まで、運用基準としてしっかりと定めているものはないが、審議してきた中で、遡るとコンセンサスはあると思われる。運用基準があれば、その都度審議しなくても、スムーズに指定できるということもあるので、事務局は、整理できるのであればしていただくとして、今回のケヤキについては、幹の下の方は枝がなく、優れた樹観とまでは言えないものの、全体としては、ケヤキらしい樹形が上の方に残っており、これまで指定してきたものから、大きく逸脱していないように感じている。

（委員）

今後は、外観を考慮した剪定をするよう薬師堂に要望していきたい。

（委員）

運用基準ですが、緑を豊かにする事業推進要綱の指定基準にある、外観とか、美観とか、そこを評価して保存するのか、それとも純粋にその樹木自体の生態系、生物学的な価値で判断し、巨木だったら周りに迷惑をかけるけど、例えば300年たったら残すべきだとか、いろんな評価軸があると思うので、今後、たたき台のような、運用指針があると、どういう基準で評価して、それを指定していくのか、整理がしやすいと思う。

（委員）

やはり、美観が重要。公平に見るなら、ケヤキ本来の美しい姿とは認められない。

（委員）

全体で見るのか、木単体でみるのか。単体で見て、その木が、美観上特に優れているかどうかという見方もあるとは思う。しかし、例えば一般の人がこの薬師堂に行って、多種多様な木がある内の１本としてそこに存在していて、全体として見て、バランスがいいなと感じるのであれば、指定してもよいのではと感じる。

（委員）

私は飯山生まれの飯山育ちで、全体的に今の状況は、自然の景観としてよくない、と思っている。先人は例えば信仰の里、信仰の社の側に、木を植えたわけで、それが杉であり、ケヤキであり、クスノキであり、あるいは妻田薬師や飯山観音にあるような見事な銘木であったり、100選の中の１本であったりと、現代まで100年200年残ってきたわけで、神社の境内に植えられた樹木は意味がある。私達は先人が大事にしてきたものを次の世代に残していくというテーマを持っている。ただ、現代の暮らし、多様性を大事にしながら、危険な場合は伐採せざるを得ないこともあるけれども、残すものは皆の力で残していく姿勢を持つという観点から見ると、文化財の屋根の破損等を防ぐ方を大事にするがあまり、これまでも神社の木が切られていった現実が非常に寂しく思われ、つらい感じがあるので、ここのケヤキ１本にも意味があるのだから、それを大事するという意味では、保護樹木に指定するに値すると考える。

（委員）

薬師堂の樹木が今回保護樹木として申請された経緯として、木を切りたい側と残したい側の両意見がある中で、昔から薬師堂のことを良く知る方々からの言い伝えによると、薬師堂の建て替えの際には、ケヤキは材料として使えるだろうから残しておかなければいけないと。そういった使命感が受け継がれてきたがゆえに、今日まで残っているとのこと。実際に、建て替え時使うかと考えると疑問があるが、まさに先人の言い伝えというか遺言的なところで残しているという経緯があることを考えると、今後保護すべき樹木という見方ができるかと思う。

（議長）

緑を豊かにする審議会条例の設置目的には、本市における自然環境の確保を図り、良好な市民生活を保持するため、とあることから、自然環境の確保という点で、保護樹木は、自然環境の確保というよりは、良好な市民生活を保持するというところに大きくかかるかなと。今回のケヤキの姿が、市民生活を保持する、あるいは、緑を豊かにするという観点から、市民が見た時に、そのケヤキを美しいと感じることができるか、理想的な１本立ちの姿でないからといって、ケヤキの緑の美しさを感じないわけではないと思うので、維持管理していったときに、維持すべき美しい状態が実現しないのであれば、指定するべきとは言えないが、現状、一部下枝がない姿であっても、葉が茂った時に、美しい風景になるのではないかという観点で見てはどうか。

過去に、片側の枝がほとんどなく、隣の家の壁に接していて、美観上優れているとは認められず、指定を見送った事例があったが、今回の状況は、薬師堂の上に葉を広げた姿になっている、ということを踏まえて、審議会としては、指定する判断をしても良いのではないか。

（委員）

賛成。

（委員）

私は林業職で、杉とヒノキを植えているが、広葉樹は非常に好まれる傾向にあり、紅葉したり、実がなったりするものがいいと言われる。薬師堂はクスノキに交じってケヤキがあり、紅葉の季節の移ろいを見せてくれるという意味では、近隣のお住いの方にしてみると、目を楽しませてくれ、季節の移ろいも感じることができる緑のエリアになると思う。

（議長）

写真の撮り方によって、良くも悪くも見えてしまい、印象がだいぶ違う。

（委員）

木は、切られたところから頑張って芽を出すのだから、ぼさぼさに出てきてしまうのは当たり前。これをきれいに芽かきしてあげるだけで、味がでるというか。人によっては汚らしいと感じてしまうので、下の枝はメリットがないので、手入れの時にとってしまい、ひこばえも取り、下はすっきりさせて、上の枝ぶりを楽しむという風に見ればいいのかなと感じる。

（委員）

今後、資料の樹木写真については、葉がついている時期に撮影するなど、木が美しく見える工夫をした方が良い。

（委員）

先ほど議長がまとめたとおり、「良好な市民生活を保持する」という意味の評価については、歴史文化性、集団性、将来性という観点で、良好な市民生活を保持するということで、改めて賛成でいいと思う。

（議長）

ありがとうございます。議論が出尽くしたようなので、採決に進みたい。

島津製作所については、すでに指定を受けており、今回は敷地内の同じような樹木については、追加申請するということで、疑問点等はないように思う。

（委員）

すでに実績があり、また樹木医からも良好とのコメントをいただいているので、問題ないと思う。

（議長）

それでは、採決。

案件１の保護樹木について、賛成の方。

（議長）

賛成多数と認め、島津製作所のイチョウ３本とサクラ１本を保護樹木として決定する。続いて、案件２。

（委員）

こちらについては、１本1本、採決をとっていただきたい。

けやきについては、どうしても美観にこだわりたい。過去の例の公平性から考えると、賛成できかねるので。

（議長）

それでは、案件２の①クスノキについて、賛成の方。

（議長）

異議なしと認め、薬師堂のクスノキを保護樹木として決定する。

続いて、②ケヤキについて、賛成の方。

（議長）

賛成多数と認め、薬師堂のケヤキを保護樹木として決定する。

続いて、③タブノキについて、賛成の方。

（議長）

異議なしと認め、薬師堂のタブノキを保護樹木として決定する。

ありがとうございました。

続いて、案件３と案件４の生垣について、事務局から説明を。

―事務局、説明―

（議員）

案件３、４共に、生垣が非常に緑がきれいに、美しい姿を捉えているので、申し分ないと思う。

（議長）

生垣が屏等で隠れている場合の基準があるが、今回は、ブロック塀まで土が来ているので、そこから計測ということか。

（事務局）

はい。

（議長）

生垣について、大きな質問疑問等はなさそうなので、採決に進みたい。

案件３の生垣について、賛成の方。

（議長）

異議なしと認め、森の里セントラルビューハイツの生垣を保存生垣と決定する。

続いて、案件４の生垣について、賛成の方。

（議長）

異議なしと認め、下依知の住宅の生垣を保存生垣と決定する。

諮問事項は以上で、後日答申書を作成するにあたっては、私に一任いただいてよろしいか。

―異議なし―

案　件（２）審議案件　樹木のガイドラインについて

（会長）

案件２、樹木の維持管理ガイドラインについて、審議案件に入る前に、事務局から、ガイドラインの作成業者を同席させたい申し出があるが、よろしいか。

（委員）

異議なし。

（会長）

異議なしのため、入室いただく。

―　㈱間瀬コンサルタント２人　入室　―

（事務局）

それでは２人から、自己紹介をお願いしたい。

（業者）

―　間瀬コンサルタント２人　自己紹介　―

（会長）

審議案件として、樹木の維持管理ガイドラインについて、事務局から説明をお願いする。

（事務局）

案件２　樹木の維持管理ガイドラインについて説明

※会議資料として、樹木の維持管理ガイドラインの素案と概要版を配布

1. ガイドライン作成の趣旨
2. 副会長で樹木医の安部委員の意見を紹介

公園の樹木点検について、点検を行う公園管理者において、どの様な条件が危険木なのか、要観察なのか、適切に見極める必要がある。

いくつかの自治体において、公園の樹木点検業務を行ったが、おおよそ、公園で植栽されている高木の1％～10％には問題が見られる。例えば、キノコがあるから危険とするのか、要観察で済ますかの判断も、個人差が大きく、キノコの発生場所や種類によっても判断が変わってくる。他にも様々な生理的な問題や、症状も加味して考える必要がある。ガイドランに掲載されている樹木点検表については、点検手段として有効であるため、それを使いこなすための人材育成も重要となる。

1. ガイドラン概要版の説明

ア　ガイドラインについて（背景、目的）

イ　公園緑地の現状と課題

　　ウ　樹木の管理手法（課題解決方策、管理フロー、点検フロー、点検表）

（会長）

それでは、皆様からの意見を賜りたい。

（委員）

資料の２－１公園緑地の現状について、４行目「斜自然的」とは、どんな意味か。

（事務局）

「斜自然的」の「傾」は誤字となりますので、「自然的」に訂正する。

（委員）

３－２課題解決のための管理フロー①過繁茂について、もともと樹木が過繁茂している状態において、チェック項目として「樹木が競合している、していない」の選択肢はありえるのか。

（事務局）

過繁茂しているとは、「全体として、樹木が茂りすぎている状態で、光や風の通りが悪く、病害虫の発生が増える可能性がある」状態である。厚木市の公園は、供用開始から30年以上経過している公園が増えてきており、当初小さかった樹木が、大きくなり、枝葉が茂りすぎている状態の公園である。そういった中で、両隣の樹木についても、同じく過繁茂していて、樹木同士が競合状態となっているのか、競合していないのか、チェック項目としている。

（委員）

同じ過繁茂のフローのチェック項目「樹木の大きさは適正か」について、この場所にとって適正なのかを、聞いているということでよいか。

（事務局）

はい。ついては、「植栽位置・空間にとって、樹木の大きさが適正か」といったわかりやすい表現に修正する。

（委員）

樹木点検表の主要項目⑤～⑧について、樹木の腐朽を確認するための項目と思われるが、点検する人がわかりやすいように、別途説明表を加えるといい。

（事務局）

点検項目につきましては、項目ごとに、写真や図でわかりやすく解説が入るように

ガイドラインに掲載していきたい。

（会長）

適正な樹形の大きさについては、ガイドラインの素案の４５ページにおいて、樹形別の目標樹高が定められている。

（委員）

樹木点検表について、点検結果の欄に「重要」項目が記載されているが、緊急性があるのか、ないのか、わかりやすいように工夫してはどうか。

（事務局）

緊急性が判断できるような表記となるよう、修正する。

（委員）

課題解決のための管理フローについて、樹木の状態が悪いと伐採という判断となってしまうが、適正な空間が確保できれば植え替えも検討する項目を付け加えられるといい。令和２年には街路樹のガイドラインも作られたが、４年が経過しているが、それがきちんと運用されているか疑問に思う。また、市民にも樹木点検について、ある程度協力してもらってはどうか。

（事務局）

市民による樹木点検につきましては、自治会から組織される管理会において、公園における樹木も含め、定期的な点検をお願いしている。

（委員）

ガイドラインについて、樹木に関する要望を解決するため、デメリットを説明する

内容が中心となっているが、樹木のメリットも考えながら、どう管理していくのか考えていってほしい。

（事務局）

ガイドラインの素案では、樹木の機能や役割も説明しているので、樹木のメリットの説明もガイドラインに掲載していく。

（委員）

街路樹の管理においては、要望を解決するといった管理方針でいいと思うが、公園や緑地の樹木においては、環境保全、防災機能、レクリエーションといった機能があるので、このガイドラインにおいても冒頭において、樹木の機能を説明していく必要がある。例えば、巨木の管理フローにおいても、単純に巨木だから悪いというわけではなく、神社などは巨木だからいい、といったことがある。過繁茂についても、園路のすぐ脇については、倒木の恐れがあることから、県立公園だと園路から１ｍ、1.5ｍの所はしっかり剪定する、それ以外は経過観察する、といった管理になる。緑地樹木の面的な管理と、公園施設として樹木管理の説明が混在している印象があるので、もう少しわかりやすい構成とした方がいい。また、公園ごとに課題を挙げて説明しているが、それだけでは不十分で、公園ごとに管理目標を設定し、その目標に応じた管理の方法を決めていく、また、樹木のメリットを考慮して、伐採しないといった判断も考慮していく必要がある。今後、ガイドライン作成において、依頼があれば個別に相談に応じる。

（会長）

ガイドラインを作成しているコンサルタントの方からも、意見があれば発言してほしい。

（業者）

樹木管理の仕方は２つあり、今起こっている現象に対して、どう対応していくのか、また、将来を見越してどういう管理をしていくのか、この２つの視点が必要だと思っている。現状、直近の樹木課題における解決方法を中心にまとめているが、将来、目標樹形にするためにどう管理していくか、説明を加えていきたい。また、弱っている樹木とは、どんな状態なのか、樹木に生えるキノコとは、どんな形状なのか、写真でわかりやすく説明していきたい。

（委員）

樹木に愛着が持てるような方策として、例えば、樹木に看板を付けて、その樹木の説明や、開花時期が書いてあったりすると、何月頃に公園へ行くのが楽しみ、といった樹木に対するプラスの気持ちが湧いてくると思う。こういった方策をガイドラインに載せていく考えはあるか。

（事務局）

今ある全ての公園樹木に説明板を設置するのは難しいが、今後新しく作られる公園において、シンボルツリー的な樹木を植える際には、樹木の説明板を設置できるか、また、そういった方策をガイドラインにも掲載するかは、検討事項とする。

（会長）

このガイドラインの案件は、審議会で内容の結論を出していく、といったことではなく、委員からの貴重な意見を踏まえ、より良いガイドラインにするため、議題に上げたものであり、今回頂いた全ての意見を反映できるものではないことは、理解いただきたい。また、樹木があるメリットについても、本ガイドラインにおいて説明した方が、説得力が出てくると思う。

（委員）

このガイドラインは、パブリックコメントにかける予定はあるのか。

（事務局）

このガイドラインは、職員が樹木を維持管理する上で大まかな指針とするためのものであり、計画といった意味合いの性質ではないため、パブリックコメントにはかけない。

（会長）

この案件について、委員からの意見は、以上でよろしいか。

（委員）

異議なし。

（会長）

それでは、コンサルタント会社の２人は、ここで退室となる。

その他

（事務局）

「緑の基本計画」の改定や、まちづくり条例の改正等について、より良い公園緑地行政の実現のため、皆様に御意見を伺いたい。

　緑の基本計画は、平成29年度の改定から８年が経過する中、総合計画や、都市計画マスタープラン、環境基本計画等の改定、コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画等の策定を受け、関連計画と整合させる必要が生じており、人口減少や少子高齢化、環境問題や防災意識の高まり等、社会情勢の変化を踏まえ、市民ニーズに対応した計画の見直しを図ることが必要であると認識している。

そのため、来年度は、市民アンケート調査の実施を計画しているため、質問事項等の内容について、皆さまからのご意見をお聞きしたい。

その他、緑化の基準等を設けている「厚木市住みよいまちづくり条例」の改正に基づき、関連規則等として、「公園等整備基準」や「緑を豊かにする事業推進要綱」の見直し、今後予定しております（仮称）北部地区公園の整備、公園・緑地の樹木の巨木化・高齢化・老朽化に伴う管理等、皆さまのご意見をいただきながら、適正な管理に努めてまいりたい。

これらの事項を、諮問、審議案件とさせていただくにあたり、今後、保護地区等指定案件につきましては、申請があった場合、要件に適合するか否かを職員が判断し、必要に応じて、樹木医や各方面の専門知識をお持ちの委員の皆さまに、御助言を賜りながら、保護地区等の指定を行うとともに、審議会においては、報告事項として、取り扱うこととしたい。何卒、御理解、御協力を賜りたい。

（議長）

ただいま事務局から、保護地区等の指定以外に、審議会に諮らなければならない事項があるとのお話があったが、意見、質問等ないか。

（委員）

指針などを定め、事務的に進められるところは、自分たちで進めていくことでよいと思う。

（委員）

年々、奨励金の対象者件数が減少していくことについては、審議会の役目としては、金額や指定の基準を見直す等、歯止めをかけたいところ。

（議長）

変えられないところは仕方がないとして、変えられるところがあれば、取り組んでいただくということでお願いしたい。

（委員）

学校の校庭の樹木は、それぞれ意味があって植樹されている。まさに記念樹木といえると思う。この木は、こういった歴史がある大事な木で、思い出として子供たちに残すことが、緑を豊かにすることの意味を教えてくれるし、地域の方にもその思い出が広がっていけばよいと思う。厚木市の未来像に、また新庁舎に、緑があってほしい。50年、100年先のことも意図しながら、未来の世代に緑を残すことが、厚木愛だと思う。

今から数百年前、江戸時代の武士であり画家であった渡辺崋山が、旭町にある熊野神社の林に夜明けのカラスが鳴いている様子や、ソニー方面の並木道など、今はないかつての厚木の風景を絵に残しているとおり、厚木といえば、大山を背景に里山がある、相模沿いの水と緑が豊かな景観であることが特徴である。是非、その辺をポイントに掲げた指針としていただきたい。

（議長）

従前、主な議題となっていた保護地区に留まらず、厚木市全体の未来を見据えた、豊かな緑はどういうものかというところも含めた議論の場に、この審議会がなっていくのかなという予感を感じつつ、そのような方向性について納得いただけたと思うので、是非、今後も、厚木の緑に給するようお力をいただきたい。

それでは、議長としての進行はこれで終わりにしまして、事務局にお返ししたい。

（事務局）

皆様、本日は慎重な御審議、また貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。今後の方向性を検討して参りたい。